

令和2年度介護保険料のお知らせ

住民税非課税世帯への軽減を実施します

令和元年10月からの消費税増税に伴う公費投入により、第1段階～第3段階の介護保険料を軽減します。なお、第4段階以降の介護保険料は軽減対象になりません。

	(令和元年度)		(令和2年度)
第1段階(年額)	23,800円	➡	19,000円
第2段階(年額)	37,200円		31,800円
第3段階(年額)	46,100円		44,500円

令和2年度介護保険料

所得段階	住民税	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	世帯非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.3	19,000円
第2段階	世帯非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.5	31,800円
第3段階	世帯非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 ×0.7	44,500円
第4段階	本人非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	57,200円
第5段階	本人非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額	63,600円
第6段階	本人課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	76,300円
第7段階	本人課税	前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.3	82,600円
第8段階	本人課税	前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.5	95,400円
第9段階	本人課税	前年の合計所得金額が300万円以上450万円未満の方	基準額 ×1.7	108,100円
第10段階	本人課税	前年の合計所得金額が450万円以上の方	基準額 ×1.9	120,800円

※ 合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除(上記表の第1段階～第5段階のみ)」した金額を用います。